

霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定について

霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 3 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の 2 第 1 項に規定する道路の附属物である自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の駐車料金（以下「駐車料金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車料金を徴収する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
市営国分駅西口駅前広場自動車駐車場	霧島市国分府中町 488 番 4

(駐車することができる時間等)

第 3 条 駐車場に駐車することができる時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該時間を変更することができる。

2 駐車場に自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）は、72 時間以上連続して駐車することはできない。

(駐車料金)

第 4 条 利用者は、次の各号に掲げる駐車時間（利用者が駐車場に自動車を入場させてから当該自動車を出場させるまでの時間をいう。以下同じ。）の区分に応じて当該各号に定める駐車料金を納付しなければならない。

- (1) 駐車時間が 30 分未満の場合 無料
- (2) 駐車時間が 30 分以上 1 時間以内の場合 100 円

(3) 駐車時間が1時間を超える場合 前号の駐車料金に、1時間を超えた部分の駐車1時間までごとに100円を加算した額

(駐車料金の徴収方法)

第5条 駐車料金は、利用者が駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。

(駐車料金の不還付)

第6条 既納の駐車料金は、還付しない、ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(標識)

第7条 法第24条の3の規定により駐車場に設置する標識に表示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する事項
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者から見やすい場所に設けなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

J R九州国分駅西口の駅前広場に設置している駐車場について、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の2第1項の規定により駐車料金を徴収するため、本条例を制定しようとするものである。